

○ 議案第138号 財産の取得について（追認）

※ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年大仙市条例第62号）第3条の規定により、予定価格2,000万円以上の動産の買入れについては、議会の議決を経て行うべきところ、これを経ずに行った財産の取得について、議会の追認をお願いするものであります。

- 1 取得した財産 小学校指導者用教材（指導書、デジタル教材等）
※ 大曲、神岡、南外及び仙北の各地域の小学校12校分
- 2 取得の方法 随意契約
- 3 取得金額 43,661,420円
- 4 契約締結日 令和6年4月1日
- 5 取得の相手方 大仙市大花町6番33号
丸重商店 代表 佐藤 正雄